

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       | 所管課名  | 薬事管理課 | 整理番号 | 7-1 |
|-----------------------|---|-------|------|-----|
| 処分の種類                 | けしがらの廃棄方法の指示  |       |      |     |
| 根拠法令条例等・条項            | あへん法第21条第3項   |       |      |     |
| 処分の概要                 | けしがらの廃棄方法の指示  |       |      |     |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | <p>未設定(事案ごとの裁量が大きいため)</p> <p>【参考】</p> <p>・あへん法第21条<br/> けし栽培者は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者又は他のけし栽培者にけしがらを譲り渡し、又はこれらの者からけしがらを譲り受けたときは、15日以内に、都道府県知事を経由して、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 けし栽培者は、けしがらを廃棄しようとするときは、あらかじめ廃棄の日時、場所及び方法を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには、前項の規定によつて届け出た方法によらなければならない。但し、あへん監視員から廃棄の方法につき指示を受けたときは、これに従わなければならない。</p> |       |      |     |
| 基準の制定根拠               | -   |       |      |     |